

伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務仕様書

令和5年7月3日

1 業務名

伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、伊予市環境基本計画及び伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、2030年及び2050年のCO2削減目標を達成するため、伊予市（以下「市」という。）の主要公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を図る事業の一環とし、行政・防災拠点の本庁舎及び周辺付帯施設について、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を活用したEV充電設備、蓄電池等を設置することにより、施設のエネルギー消費の抑制はもとより、市内の再エネ設備やEVの普及に資するとともに、EV導入企業等と連携を進め、大規模災害時の物資輸送、電源としての活用など、自立型循環社会の実現、防災に強いまちづくりの構築を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月28日（木）までとする。

4 設置場所

伊予市米湊820番1、同820-8、同823番6等（「伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV電源供給システム導入業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）12(7) 事前提供資料」参照）の市本庁舎及び周辺付帯施設

※ただし、計画は本庁舎を中心に行い、周辺付帯施設は間接的な使用や本庁舎の設備を発展させる場合に使用するものとし、必ずしも計画する必要はない。

また、本庁舎の電力の基本料金等が極力増加しないよう努めること。

5 業務の概要及び実施

(1) 業務概要

再エネ設備、蓄電池、その他、附帯設備等の導入にかかる設置業務（設置に当たり必要となる調査、設計、施工及び工事監理業務を含む。）

(2) 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人

員配置の下で業務を実施すること。

- (4) 受注者は、業務の進捗に関して、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、自社の社員の中から、管理責任者を選任することとし、管理責任者と管理技術者は兼任することができる。
管理技術者及び担当技術者は協力会社から選任してもよい。
なお、担当者を選任した時は速やかに市に報告すること。
- (6) 本委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市に再委託業者選定報告書を提出し、市の承諾を得ること。
- (7) 本委託業務に関する市との打合せは、随時、市本庁舎内で行うこと。
- (8) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成の上、市に提出し、承諾を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 検討業務内容
 - イ 業務遂行方針
 - ウ 業務工程表
 - エ 業務実施体制及び組織図
 - オ 管理責任者、管理技術者、担当技術者等一覧表及び経歴書
 - カ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書
 - キ 打合せ計画
 - ク その他、市が必要とする事項
- (3) 前(2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに市に文書で提出し、承諾を受けること。

7 委託料の制限

41,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内、かつ、8割以上とする。

8 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と市は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受注者がその都度記録する。記録は、Word 形式(A4 縦型横書き)で速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として市へ提出すること。

9 仕様

- (1) 全般にかかる事項

ア 市本庁舎のデザインとの調和、既存設備との連携を考慮し、実現可能な機器レイアウトとすること。

イ 具体的なシステム提案、消費電力の効率性、導入効果、実施体制などを記載し提案すること。ただし、実現可能で高効率のものに限るものとする。

なお、独自提案（市の特性や施設の状況を踏まえた提案、本業務により導入する設備の効果をさらに高めるための提案など、地域貢献や企業連携の手法等）も積極的に行うこと。

また、再エネ発電設備等については、15年間の想定自家消費電力量を記載し、説明すること。

ウ 事業に係る機器目安

充電器は3台程度（うち、1台は急速充電とする。）設け、災害時の対応用を用意（一部兼用可）するものとする。

なお、以下の項目はあくまで参考であり、他の機器やスペックの変更により効果増が期待できる場合は変更しても差し支えない。

名 称	機器能力等（目安）	数量（目安）
再生可能エネルギー機器及び蓄電池（必須）	発電機 10kW以上 ※保証期間 10年以上のもの ただし、PCS は 15年以上とする。	一式
普通充電器（必須）	定格出力 4kW（200V 20A）以上 ※保証期間 1年以上のもの	2台以上 ※ただし、2台とする場合は1台以上増設できるように対応すること。
急速充電器（必須） （課金対応）	定格出力 50kW 以上 ※保証期間 1年以上のもの	1台以上

(2) 実施体制、人員配置等

以下の条件を有した体制の整備及び担当者の配置を行うこと。

ア 設計に係る必要な知識及び技能を有し、法令により必要となる資格を有する管理技術者を配置するとともに、建築、構造、電気設備、機械設備等、本業務の遂行に必要な分野の担当技術者を配置

イ 工事に係る必要な知識及び技能を有し、法令により必要となる資格を有する現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）を配置するとともに、各工事を担当する専門技術者など必要な体制を整えること。

(3) 再エネ発電設備等の機器にかかる事項

ア 本業務により導入した再エネ発電設備が発電した電力について、施設が効果的に自家消費できるように設備容量を決定すること。

イ 再エネ発電設備等は新品とし、維持管理、操作が簡単で、できる限りランニングコストを抑え、近隣住民の苦情に繋がる光の反射、臭い、振動、騒音などが極力発生しない設備等で、高耐久性で省CO2性が高く、環境負荷の少ないものを採用すること。

ウ グリーン購入法（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）（改正令和3年5月19日法律第36号）の適合品とすること。

エ 再エネ発電設備を利用し、不足する部分は購入電力で賄うことができるEV充電設備（3台程度とし、うち1台は急速充電とする。）及び蓄電設備を適正な場所に設置すること。ただし、設置については、採用された企画提案であっても、事前に市と協議し、承諾を得なければならないものとする。

オ 設置にあたっては関係法令を遵守すること。

(4) 設置スケジュール、周辺への配慮などの事項

ア 設置に当たっては、設置する機器の仕様、作業スケジュール、作業方法等について、事前に市及び電力系統への逆潮流が発生する恐れなどを考慮し、関係企業等と協議の上、承諾を得てから実施すること。

イ 効率的な作業スケジュールを組み、内容を明確にすること。工程や作業時間、設置方法等については、市、関係企業等と事前に十分な協議を行った上で、円滑な設置に努めること。

ウ 機器の設置については、近隣住民に十分に配慮するとともに、通常の業務に支障とならない工程、方法とすること。

エ 工事を進める前に、市から要請があった場合は、近隣住民に対応した工事説明（集団又は個別対応）を行うこと。なお、説明の資料作成、費用等については、受注者が負担すること。

オ 設置期間中に発生した既存構造物・設備などの汚れ及び破損・物損は受注者の責任において原状復旧すること。

カ 設置期間中、近隣住民、近隣建物に配慮した十分な安全、騒音、振動等の対策を講じること。万一、設置により第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処すること。

キ 設置に際し、必要となる関係官公署その他への手続き等については、受注者が速やかに行うこと。

ク 既存建物や設備に極力影響を与えない設備とし、社会情勢の急激な変化等の想定外の事態を除き、受注金額等に変更が生じないこと。

ケ 設置は建物の強度に配慮して実施するものとし、壁・梁を貫通する場合や支障となる既設機器類・配管類の移設・迂回は極力行わないよう努めるとともに、やむを得ず必要な場合は、市と協議し、承諾を得てから施工すること。ただし、企画提案書の提案以外の手法により設置費用が増加する場合は、受注者の負担により実施するものとする。

なお、耐荷重計算の結果、「9(1)ウ 事業に係る機器目安」の一部または全部が設置できない場合は、市と協議し、業務を進めることとする。

また、設置に当たり、各種法令に基づき必要となる設備等は、受注者が設置するものとし、その費用は業務費に含むことができる。ただし、やむを得ない事情を除き、企画提案時の見積もりに含むものに限る。

コ 受注者は協力企業等に対し、設置目的物及び設置材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。）への加入を義務付けるものとする。

サ 設置中の工事に係る電気、水道料金等は受注者の負担とする。

シ 設置完了後の完成検査に合格しないときは、直ちに手直し等の措置を講ずること。

ス その他、疑義のある場合は、事前に市と協議を行い、設置を進めること。

10 費用負担

図面作成、配線、支障移設等を含めた再エネ発電設備等の設置に要する費用は、市の責めに帰すべき事由によるもの、仕様書等において市が負担することを特に明記しているものを除き、受注者の負担とする。

11 その他

(1) 受注者が業務を再委託する場合は、市内に本店又は支店、営業所を有する業者を積極的に活用する等、地域経済の活性化に貢献すること。

(2) 受注者は本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

(3) 再エネ発電設備等の品質が契約内容に適合しないものであった場合の対応に要する費用は、受注者負担とするものとする。

(4) 本業務において、補助金、交付金及び地方債の申請を行う場合は、受注者は補助金、交付金及び地方債申請に必要な書類等の作成支援を行うこと。

(5) 本業務への取り組み姿勢

ア 本業務の成果品は、議会や市民に対して明確な説明ができなければならない。受注者は、このことを深く認識し、本業務を実施すること。

イ 本業務を進めるに当たっては、企業の組織力により、全国レベルの情報・事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。

(6) 企業連携等

本業務の受注者（協力企業含む。）は、地域貢献、企業連携に係る事業、イベント等について、市から要請があった場合は、具体的な内容を踏まえ、可能な範囲で積極的に関わること。